

討論資料：裁判官の法廷警察権と裁判所の庁舎管理権

法廷警察権の根拠

(法律)

- ① 裁判所法（第5編1章法廷）昭和22年4月16日法律第59号
最終更新：平成29年6月21日公布（平成29年法律第67号）改正
71条で、法廷警察権を定めている。

第71条（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。

2 裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

- ② 法廷等の秩序維持に関する法律（法廷秩序維持法）昭和27年7月31日法律第286号

1949年の三鷹事件の公判で、裁判長が法廷の秩序と統制を維持できていないと、GHQの要人が文句をいい、それを受けて法廷の権威を確保するべきだというような要求が裁判官に出され、その流れで法制化されたもの。

(最高裁判所規則)

最高裁判所規則は日本国憲法77条で最高裁に制定することが許されているもの

- ① 法廷秩序維持規則 昭和27年9月1日最高裁判所規則第20号
- ② 裁判所傍聴規則 昭和27年9月1日最高裁判所規則第21号

法廷警察権を定めた1952年（昭和27年）の法令は、日本がアメリカ軍を実体とする連合軍に占領されていた時代に、三淵忠彦、田中耕太郎などの占領軍のイエスマンだった当時の最高裁長官が、GHQからの要求に同調し、その延長線上で制定されたものであり、市民による民主的な審査が行われたとは思えない。そのような法令が、骨子に変更されないまま今日に至っているので、見直しが必要である。

庁舎管理権の根拠と裁判所庁舎管理規程

1952年（昭和27年）に前述の法廷秩序維持法などが定められ、裁判官の法

廷警察権が強化されたが、同時期に、裁判所の庁舎管理に関する直接の法令は制定されなかった。1968年に、最高裁判所が「裁判所の庁舎等の管理に関する規程（庁舎管理規程）」を定め、現在の庁舎管理はこれに従って実施されている。規程の意味だが、日本国憲法77条の最高裁判所規則のうち、規則制定諮問委員会に諮問し、官報で制定を公布するものを「規則」と呼び、その手続きに従わないものを「規程」と呼ぶ。庁舎管理規程は、裁判所の内規のようなものだが、その中に、裁判所を訪れる一般の利用者の行動を制約する内容が含まれている。裁判所職員はこれに従って職務を実施し、利用者に対する録音、撮影の禁止や構外退去などを強制している。庁舎管理規程に対しては、潮見俊隆が「裁判所庁舎管理規程の役割と性格（法律時報1969年1月号、日本評論社）」という論文で批判していて、事件の証拠として提出されている。

○氏は、法律ではない庁舎管理規程には、利用者の裁判所内での行動の規制権限を付与する権能はないので、庁舎管理規程に基づく退去強要などの措置、あるいは裁判所内での撮影録音の禁止措置は無効あるいは違法だと批判してきた。

これに対して、転び公妨事件の判決も不退去罪事件の判決も、裁判所には「所有権」に基づく庁舎管理権があり、庁舎管理規程がその権限の根拠ではないことは明らかであるので、批判は的外れだという論理で批判をかわしているが、この論理には問題がある。

第一に、裁判所の職員は庁舎管理規程を根拠にして利用者に対する行動の規制を行っており、規制対象の当事者に対してもそのように説明している。

第二に、仮に庁舎管理権が、何らかの正当な根拠により、裁判所に帰属する権限であり、庁舎管理規程によって創設されたものではないとしても、無制限ではなく、何らかの制約の範囲内での管理権である。実際には、裁判所職員が庁舎管理規程に基づいて管理業務にあたっているのだから、裁判所の庁舎管理権の範囲と制約がこの規程によって実質的に定められていることになる。とするのならば、庁舎管理規程を名目に職員が実施する規制行為を、庁舎管理規程の効力を通して批判することは、庁舎管理規程が管理権限の根拠であるかどうかの議論にとどまらず、庁舎管理規程に明記されている規制行為を許容するような意味での管理権が裁判所にあるかないかを問うていると解されるべきである。

判決の論理は争点のすりかえである。なお、判決は、裁判所は「特に法令によって制限されていない限り、明文の規定がなくても、その庁舎に対して包括的な管理、支配の権限を」持つと、居直り強盗のような主張をしている。

庁舎管理権への法令による制限の有無について、仮に一般法にそのような制限がなければ、日本国憲法にさかのぼらざるを得ない。裁判所のあり方は、日

本国憲法によって定義されていて、裁判所は日本国憲法の目的とする裁判司法のあり方を実現するための機関である。したがって、そのような裁判司法の機能を、あるいは役務の提供を実現するための機関であるから、庁舎管理はその目的に沿わなければならない、それを阻害する管理行為が許されないことは自明の理である。たとえば、庁舎管理規程が違憲ではないかという批判は、このような考察を通して検討されるべきである。

以上

2019年7月15日

巫召鴻